

パートナー登録フォームに記載されているパートナーがOutbrainの商品、サービスおよびテクノロジーを実装ならびに使用する際には、以下の標準的なパートナー配信規約（以下「利用規約」という。）が適用される。パートナー登録フォームに署名がなされていない場合、（１）「本契約」とは利用規約を意味し、（２）利用規約に準じてテクノロジーの使用はできるが、当該パートナー登録フォームにOutbrainおよびパートナーの両当事者が署名するまで、パートナーに対する支払は一切行われない。

1. 定義

- a. 「本コンテンツ」とは、グラフィック、テキストおよび（または）オーディオコンテンツ（テキスト、データ、情報、写真、画像、グラフィック、オーディオ、動画その他のコンテンツを含む場合がある）をいう。
- b. 「本コンテンツレコメンデーション」とは、テクノロジーが実装されているウェブページ、アプリまたはプラットフォームの閲覧者に対して配信される本コンテンツへのリンクをいう。本コンテンツレコメンデーションには、プロモーションコンテンツおよび（または）サイト内回遊リンクが含まれる。
- c. 「データ」とは、Outbrainのテクノロジーを通じて収集または作成されるすべてのデータを意味し、これには、本契約に基づいてパートナーに提供されるレポートまたは他のデータが含まれる。
- d. 「デスティネーションページ」とは、本コンテンツレコメンデーションをクリックすることによってアクセスされるあらゆるウェブページまたはオンライン上のページをいう。
- e. 「エンドユーザー」とは、パートナーのウェブサイトを開覧する個人ユーザーをいう。
- f. 「知的財産権」とは、特許権、著作権、商標、企業秘密、ノウハウおよびいずれの司法管轄地域においても知的財産と認められているその他一切の権利をいい、かかる権利の登録、出願、更新および延長を含む。
- g. 「本パートナーウェブサイト」とは、パートナー登録フォームに明記されているウェブプロパティ、アプリまたはプラットフォーム、ならびに、事前に書面で（Eメール可）Outbrainの承認を受けてパートナーがテクノロジーの実装を決めた追加的プロパティをいう。
- h. 「本プロモーションコンテンツ」とは、エンドユーザーによる正当なクリックにより収益が得られる本コンテンツレコメンデーションをいう。
- i. 「本プロモーション収益」とは、本プロモーションコンテンツの配信を目的にOutbrainのカスタマーからOutbrainに支払われる収益をいう。
- j. 「サイト内回遊リンク」とは、本プロモーションコンテンツではない本コンテンツレコメンデーションを指し、パートナー自らが選択および承認した本パートナーウェブサイト上の本コンテンツへパートナーの意向に従いOutbrainが挿入するリンクをいう。
- k. 「テクノロジー」とは、Outbrainがパートナーに提供するJavaScript, API, SDK および関連プロトコルをいい、本パートナーウェブサイトを実装することにより、1つまたは複数の本コンテンツレコメンデーションが表示され、当該本コンテンツレコメンデーションをクリックすることにより、ウェブページ閲覧者はデスティネーションページにナビゲーションすることができる。

2. テクノロジー、位置および外観

- a. テクノロジーは、本パートナーウェブサイトの各ページ上のメインの本コンテンツのすぐ下、もしくは、書面にて（Eメール可）両当事者が合意した場所に配置されるものとする。
- b. パートナーは、本コンテンツレコメンデーションのソースまたは内容の開示に関するものを含むすべての適用法および規則に準じてテクノロジーを表示しなければならない。上記の義務のみならず、パートナーは、テクノロジーの表示、表記または識別の仕方についてOutbrainの指示に従うことに同意する。
- c. Outbrainは、随時、自らの裁量で、テクノロジーをアップデート、変更、または改良することができる。

Outbrain が、パートナーに対して当該アップデートを実装するよう要請した場合、パートナーは、Outbrain からその要請を受領した後30日以内に、商業的見地からみて合理的な努力を用いて、そのアップデートを実装することとする。ただし、Outbrainが、パートナーに対して、本パートナーウェブサイトのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼすとパートナーが合理的に判断したアップデートを実装するよう要請した場合、Outbrainがパートナーの懸念を合理的に満足いく程度に解消しない限り、または当該アップデートの実装を求めないことに同意しない限り、パートナーは、当該ページ上でテクノロジーの表示を停止することを選択できる。

- d. 契約期間中、Outbrainはパートナーの唯一かつ排他的なコンテンツレコメンデーションのプロバイダとなる。「コンテンツレコメンデーション」は、見出しまはエンドユーザーが本コンテンツ（デスティネーションページがコンテンツ、アドバトリアルまたは広告を問わない）へ誘導されることを示すフレーズを含む1つまたは複数のリンクのことをいう。
- e. 本契約の他の規定にかかわらず、Outbrainの書面による事前の同意がない限り、テクノロジーの実装によって各ページに最低1つの本プロモーションコンテンツが含まなければならない（即ち、パートナーは、サイト内回遊リンクのみの目的でテクノロジーを使用することはできない）。

3. 収益および支払

- a. 調整済み総所得にパートナー登録フォームで定めたパーセンテージを掛けた金額がパートナーに支払われる。支払い条件はパートナー登録フォームの4.収益および支払いに準ずる。
- b. パートナーに対して支払われるべき金額が1万円を下回る場合は、パートナーに対して支払うべき金額が累計1万円を超える月まで支払われないものとする。かかる支払は、適用される法律の定めに基づいて、源泉所得税ならびに各種控除の対象となる。Outbrainの支払に関するクレームの一切は、Outbrainに対して、当該支払が振り込まれた日から30日以内に書面で提起されなければならない。かかる期間経過後は、パートナーは、当該支払にかかるクレームを放棄したものとみなす。Outbrainが、合理的な裁量でパートナーのパフォーマンスが不正なもの、もしくは無効なものであると考えるとき、またはそれらの点でOutbrainの顧客から費用もしくはクレジットバックの支払を求められたときは、Outbrainはパートナーに対する手数料およびクレジットバックの支払を留保する権利を有する。かかる場合、パートナーからの要請があれば、Outbrainはかかる決定に至った証拠をパートナーに提示する。無効な操作とは、以下の行為を含むがこれに限らない：（i）本プロモーションコンテンツの無効なクリックが人物、ボット、自動プログラムまたは類似のデバイスにより生成された場合（これには、パートナーのIPアドレスまたはパートナーの管理下にあるコンピューターからなされたクリックを含む）、（ii）金銭の支払いを伴うクリック、虚偽表示によるクリック、もしくは、エンドユーザーに本プロモーションコンテンツのクリックなどを要請してなされたクリックの場合、（iii）本プロモーションコンテンツをクリックしたエンドユーザーのブラウザのJavaScriptが無効に設定されている場合、および（iv）以下第6条に記載されている禁止行為が行われた場合。また、Outbrainが有する権利および救済措置に加えて、Outbrainは、（i）本契約書の下でOutbrainがパートナーに支払うべき金額を保留すること、および、かかる金額と本契約書または他の契約書の下でパートナーがOutbrainに支払うべき金額とを相殺することができ、そして（また）（ii）Outbrainからパートナーへの書面による（Eメール可）通知後30日以内に、パートナーから過払い金の払い戻しを受ける請求することができる。本パートナーウェブサイト上に本プロモーションコンテンツを表示させているOutbrainの顧客がOutbrainに対して支払を怠った場合、両当事者は誠意をもって協議し、解決策を見出す。支払いを確実にするために、パートナーはOutbrainに正確な連絡先および支払情報を通知しなければならない。また、パートナーは、パートナーの金融機関または決済サービスプロバイダの手数料を負担するものとする。
- c. Outbrainはパートナーに管理画面を開放することができ、パートナーは推定収益を確認することができる。疑義を避けるために明記するが、Outbrainは、当該月における推定収益が本契約の下でパートナーに対して最終的に支払われる正確な金額であることを保証しない。

4. プライバシー

- a. Outbrainおよびパートナーは、適用法に準じたプライバシーポリシーを各々のウェブサイト上に表示する。パートナーは、Outbrainの指示に従い、本パートナーウェブサイトにおける個人情報の収集および取扱いに

ついて説明を行う。Outbrainのプライバシーポリシーは以下のページに記載している：<https://www.outbrain.com/legal/privacy>。

- b. パートナーは、テクノロジーの実装にあたっては、Outbrainが個人情報保護法を遵守するために必要だと判断する合理的な指示に従うものとする。パートナーは、テクノロジーの使用がパートナーに適用される個人情報保護法に適合していることについて、自ら責任を負うことを了解する。とりわけ、テクノロジーが依拠する第三者クッキーの配置および使用、ならびに、クッキーの使用についてエンドユーザーから同意を得ることなどを含み、Outbrainは、これらに関して一切責任を負わない。

5. ライセンス規約

- a. 本契約期間中、パートナーが本契約の定めを遵守することを条件に、Outbrainはパートナーに対して、限定的、非排他的、取り消し可能でサブライセンス権がない、譲渡不可能のライセンスを付与し、パートナーは、本パートナーウェブサイト上で本コンテンツレコメンデーションを既定のフォームおよびフォーマットで表示するテクノロジーを使用することができる。パートナーにOutbrainのAPIまたはSDKの使用が許諾された場合、パートナーは、当該APIまたはSDKをOutbrainが随時提供する実装ガイドに準じて使用するものとする。Outbrainは、通知の上、当該実装ガイドを随時改訂することができる。
- b. Outbrainは、本契約期間中、パートナーに対して、限定的、世界規模、非排他的、ロイヤルティフリーのライセンスを付与し、パートナーは、テクノロジーに組み込まれているOutbrainの商標、サービスマークおよびロゴ（併せて「Outbrainマーク」という。）を本契約に基づくパートナーの権利および義務に厳格に従って使用および表示することができる。Outbrainマークの使用から生じるグッドウィルはOutbrainにのみ帰属する。パートナーの事前の書面による同意を得ることを条件に（Eメール可）、Outbrainはテクノロジーを実装したカスタマーまたはパートナーの総リストにパートナーおよび本パートナーウェブサイトの名前を載せることができる（マーケティングおよび販売資料を含む）。同様に、各当事者は本契約に関するプレスリリース、または、本契約で定める以外の自己のウェブサイト上で相手方当事者の名前を使用する場合は、相手方当事者の書面による同意を事前に得るものとする。
- c. 当事者間の権利関係は以下のとおりとする。（a）Outbrainは、Outbrainマーク、テクノロジー、データおよびテクノロジーにより表示または使用可能となる本コンテンツ（ただし、パートナーが所有権を有する、本パートナーウェブサイトからの本コンテンツは除く）に関する一切の権利、権限および利益を保持する。また（b）パートナーは、ルック&フィールを含む本パートナーウェブサイトに関する一切の権利、権限および利益を保有するが、前号（a）に記載された項目（かかる項目の知的財産権のすべてなどを含む）は除外される。
- d. 本契約のもと付与されるライセンスは、本契約によって具体的に定められ、黙示の権利は一切存在しない。本契約で明示的にパートナーに付与されていない権利は、すべてOutbrainが留保するものとする。

6. 禁止行為

- a. パートナーは、（i）本コンテンツレコメンデーションを編集、修正、切り捨て、フィルター処理、または本コンテンツレコメンデーションの順序を変える行為（ii）デスティネーションページを曖昧にし、変更し、またはエンドユーザーをデスティネーションページからリダイレクトさせる行為、もしくは、本コンテンツレコメンデーションとデスティネーションページの間本コンテンツを点在させる行為（iii）テクノロジー本来の表示を縮小、削除または阻害する行為（iv）人為的に本コンテンツレコメンデーションのクリックを増加させる行為、または、インセンティブもしくは他の方法を用いて本コンテンツレコメンデーションのクリックを勧奨したり要請したりする行為（v）テクノロジーに含まれる知的財産権に関する通知の一切を削除し、毀損し、曖昧にし、または変更する行為（vi）本契約で明示的に規定されている方法や目的以外に、テクノロジーにアクセス、複製または使用する行為（vii）テクノロジーの変更、翻案、翻訳、二次的著作物の作成、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、その他テクノロジーのソースコードを抽出しようと試みる行為、また、テクノロジーまたはそれに関連する機密情報の使用またはアクセスを通じて、代替物または類似サービスもしくは製品を作成する行為（viii）テクノロジーの干渉または妨害を試み、または本契約に準じて実装されたテクノロジーを通じた方法以外の方法で、システムまたはネットワークへのアクセスを確立しようとする行為、（ix）テクノロジーを通じて送信された本コンテンツレコメ

ンデーションを複製、キャッシュ、配信、表示、変更、その他使用する行為（または、第三者の当該行為を承認または幫助する行為）。ただし、テクノロジーを通じて提供された本コンテンツレコメンデーションは除く。または（x）テクノロジーをOutbrainが許可しない目的で使用する行為。APIまたはSDKについては、パートナーに配布されたAPIまたはSDKの実装ガイドに矛盾する目的で使用する行為を含む。

- b. パートナーは、テクノロジーをアダルトコンテンツ、猥褻なコンテンツ、性的コンテンツ、名誉を毀損するコンテンツ、中傷的コンテンツ、侵害的コンテンツ、虐待的コンテンツ、並びに、ヘイトスピーチまたは差別の勧奨、銃器および不法薬物の売買、または不法行為の参加を促すような不法コンテンツを表示するページに実装しない。Outbrainは、独自の裁量で、いつでも、テクノロジーを無効にする権利を留保する。
 - c. 本契約で明確に許可された場合を除き、パートナーは、第三者の代理または利益のために、テクノロジーを複製、賃借、賃貸、売買、移譲、譲渡、サブライセンスの付与、逆アSEMBル、リバースエンジニアリング、または逆コンパイル（適用される制定法によって限られた範囲内で明確に許可されている場合を除く）、修正、もしくはテクノロジーの一部の改ざんを行ってはならない。
7. 登録 パートナーは、Outbrainウェブサイト上で登録手続きをしなくてもテクノロジーを使用することができる。登録後、オンラインレポートの閲覧ならびにOutbrainダッシュボードへのアクセスが可能となり、パートナーは自ら本コンテンツレコメンデーションのファンクションを含む数々の管理・設定を行うことができる。登録手続きを済ませてパートナーがOutbrainダッシュボードにアクセスした場合、Outbrainダッシュボードを通してなされた変更に対する責任はすべてパートナーが負うものとする。Outbrainは、パートナーに書面で事前通知することにより（Eメール可）、Outbrainダッシュボードへのアクセスを中止することができる。
8. テクノロジーの停止および終了
- a. 緊急事態が発生した場合（重大なセキュリティの侵害、ユーザーへのマルウェアその他のウィルスの拡散、不適切・不法・不正な使用など）、Outbrainは、随時、テクノロジーの全部または一部を停止もしくは打ち切ることができる（テクノロジーの使用を不可にするなどの措置を含む）。
 - b. いずれの当事者も、相手方当事者が本契約の定めについて重大な違反を犯し、違反当事者が書面による違反通知を受領してから15日経過しても当該違反が治癒されない場合、本契約を解除することができる。
 - c. 本契約は、パートナー登録フォームに別段の定めがない限り、30日前の書面による通知をもって終了することができる。本契約が満了または終了された場合、本契約上の権利および義務の一切は消滅するものとする。ただし、本契約第9条f、第9条g、第10条、第11条および第13条は、その規定に従い、存続し、当事者を拘束し続けるものとする。
9. 限定保証および補償
- a. 各当事者は相手方当事者に対して以下の事項を表明し保証する。（a）本契約を締結し、かつ、本契約に基づく義務を履行する権利、能力および権限の一切を保有していること。（b）本契約の履行に際して、適用される法律、規則および命令の一切を遵守すること。
 - b. Outbrainは、Outbrainの商標の所有者であり、本契約の定めに従ってパートナーが実装するテクノロジーに関する知的財産を所有していることを保証する。
 - c. パートナーは、本パートナーウェブサイトが、（i）違法なコンテンツ、（ii）第三者の持つ権利を侵害するコンテンツ、または（iii）猥褻なコンテンツ、名誉を毀損するコンテンツ、誹謗的なコンテンツ、中傷的なコンテンツ、いかなる者のパブリシティ権、プライバシー権もしくは人格権を侵害するコンテンツを含んでおらず、そして将来においても含まないことを表明し保証する。
 - d. 本契約に規定されたいかなる事項も、Outbrainが最低限のトラフィック量、クリック数または使用数などをパートナーに約束するものと解釈されてはならない。
 - e. 本契約で明確に表明された場合を除き、いずれの当事者も、本契約、本パートナーウェブサイト、テクノロジー、データ、テクノロジーを通じて使用可能な本コンテンツそしてその他の事項（目的の如何を問わずクオリティまたは適合性が満足いくものであること、サービスを中断またはエラーもなく常時使用できること、サービスまたは取引に際して生じる保証など）に関して、明示的もしくは黙示的かを問わず、一切、表

明または保証を行わない。

- f. Outbrainは、テクノロジーに組み込まれている本コンテンツ、またはテクノロジーを通してアクセスする本コンテンツ（本プロモーションコンテンツ等を含む）に関して一切の表明または保証を行わない。Outbrainは、テクノロジーを介して配信される本コンテンツの内容、正確性、本コンテンツのよる知的財産権の侵害、合法性または品位について一切責任を負わず、また、パートナーが前述事項を当てにしていた場合でも、Outbrainは一切責任を負わない。
- g. 各当事者（以下「補償当事者」という。）は、相手方当事者、相手方当事者の親会社および関連会社、ならびに当該会社の取締役、役員、株主、社員、代表者、従業員および代理人（以下あわせて「被補償当事者」という。）を、本契約で定めた補償当事者の表明、保証または義務の違反、もしくは違反疑念が原因で第三者により提起された訴えに関するすべての請求、損失、責任、損害、費用、和解金およびその他の支出（合理的な弁護士費用を含む）（以下あわせて「本クレーム」という。）について補償し、防御し、何ら損失を被らせないものとする。被補償当事者は、本クレームを補償当事者に速やかに通知しなければならない。ただし、かかる通知の遅滞は、その遅滞により補償当事者が実際に損害を被った場合を除き、補償当事者の義務を一切軽減しない。被補償当事者は、補償当事者の指揮の下、自らが選任し、費用を負担する弁護士と本クレームの防御および和解に参加する権利を有する。
10. 秘密保持 各当事者（以下「受領当事者」という。）は、相手方当事者（以下「開示当事者」）の営業、技術、製品およびサービスに関して、開示された状況を斟酌すると、当然、秘密情報とみなされる特定の情報および資料（本契約の条項を含む）（以下「秘密情報」という。）にアクセスすることを承認する。秘密情報には以下のものは含まれない。（a）受領当事者が、開示者当事者による開示前に既に知得していた情報、（b）開示当事者の秘密情報を参照することなく、受領当事者が独立して開発した情報、（c）受領当事者の責めに帰さずして、公知もしくは公知となった情報、（d）秘密保持義務に一切違反することなく、第三者から受領当事者に開示された情報。本契約で許可されている場合を除き、受領当事者は（aa）秘密情報を自己または第三者の利益のために一切使用せず、（bb）本第10条に従い秘密情報を使用しないこと、および秘密情報の秘密性を保持することに合意した、受領当事者の取締役、従業員、請負業者、顧問、投資家または潜在的な投資家以外には、秘密情報を一切開示しない。受領当事者は、開示当事者の書面による要請があった場合、速やかに、秘密情報を返還または廃棄する。前述の定めにかかわらず、受領当事者は、適用法律または法的手続きにより必要となった範囲で、秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は、かかる開示請求があったことを速やかに開示当事者に通知し、開示当事者が当該開示に異議を申し立て、または開示範囲を限定する旨を求めた場合は、開示当事者に対し、開示当事者の費用をもって妥当な協力をする。

11. 責任制限

- a. いずれの当事者も、以下の場合、相手方当事者に対する賠償責任を除外または制限するものではない。
（i）当事者、または自己の従業員もしくは請負業者の過失により引き起こされた死亡または人身傷害、
（ii）詐欺または詐欺的不実表示、もしくは（iii）法律上、除外または制限することを禁じられているその他の責任。
- b. 本契約で規定されている当事者の補償義務を除き、いずれの当事者も、本契約に関連して生じる特別損害または本契約違反について（データの損失または代替品の調達費用を含む）、当該当事者がかかる損害賠償の可能性について助言を受けたかどうかを問わず、法的責任を一切負わない。
- c. 本契約で規定されている当事者の補償義務、当事者の知的財産の違反、不正使用または侵害、いずれかの当事者による本契約第10条の違反、もしくは重大な過失または故意の過失の場合を除き、本契約の下で当事者が負う賠償責任限度額は、1000万円もしくは当該行為が行われた直近12ヶ月間（複数行為が行われた場合は、最初の行為日を基準とする）にパートナーに対して支払われたまたは支払われるべき調整済み総所得のどちらか大きい方の金額を上限とする。

12. 反社会勢力の排除

- a. 各当事者は、以下に列挙する人物・事項に現在該当しないことを表明する：暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年が経過していない者、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに相当するもの。

- b. 当事者が虚偽の表明をした場合、相手方当事者は、他の権利及び救済手段に影響を与えることなく、本契約を終了することができる。

13. 一般条項

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。各当事者は、本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京簡易裁判所および東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。本契約に関連して訴訟が提起された場合、勝訴当事者は、当該提訴に関して発生した合理的範囲内の弁護士報酬および費用を請求する権利がある。当事者は、本契約のいずれかの規定が特別に定められた条件に従い実行されなかった場合、またはその他の違反があった場合、回復不可能な損害が生じる可能性があることに同意する。従って、いずれの当事者も、法律において講じることのできるその他の救済措置に加えて、本契約違反の防止および本契約の特別な定めを確実なものとするために、差止命令を求めることができる。当事者は、独立した契約者であり、本契約のいかなる事項も、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、代理人その他の関係を当事者間に形成するものと解釈しない。一方の当事者が本契約に基づく自らの権利の一部を行使しない場合または本契約に基づく他の一方の当事者の義務の履行を求めない場合にも、これらの権利ないし義務が放棄されたとはみなされず、またいずれかの当事者が本契約に対するある不履行ないし違反を免責されたとしても、その事実によってそれ以外のまたはそれ以降の不履行ないし違反が免責されるわけではない。支払い義務を除き、いずれの当事者も、その妥当な制御能力を超えた事由により本契約に基づく当該当事者の義務のいずれかを履行できない場合、かかる不履行に対する責任を一切負わない。本契約は、本契約の主題に関して、当事者間の完全かつ唯一の合意を構成するものであり、書面によるか口頭によるかを問わず、かかる主題に関する本契約締結前または締結時におけるすべての合意または了解に優先する。本契約書は、両当事者が署名した文書によってのみ、変更、修正または取り換えることができる。本契約の条項に関する見出しは全て、参照の目的においてのみ挿入され、いかなる法的影響力も持たないものとする。本契約書は、電子的な送信または忠実に再現できるその他の手段により履行および配達することができ、かかる手段により配達された本契約書は、本契約書において原本とみなされるものとする。本契約は、複数の副本で締結することができ、それぞれの副本は原本とみなされるが、当該副本全ては、1個の、かつ同一の文書を構成する。本契約の規定のうち、所有権、保証免責および責任制限などに関する規定など、本契約終了後も本質的に存続すべき規定は、本契約の終了後においても存続する。本契約の規定が、何らかの理由により、法的強制力がないものと判断された場合、かかる規定は、法的強制を可能とするために必要な範囲に限り修正され、それができない場合は、本契約から分離され、本契約の残りの規定引き続き完全で有効であるものとする。いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前同意を得ずに、本契約または本契約に基づく権利または義務を譲渡することはできない。ただし、(i) 法に基づく手続き、合併、再編成もしくは支配権の取得または変更があった場合、(ii) OutbrainからOutbrainの子会社への譲渡の場合はこの限りでない。上記の規定に従い、本契約は、両当事者及びその認めらえた承継人および譲受人に対して拘束力を有し、またこれらの利益のために効力を生じる。